

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 92 退職給付に関する会計基準の適用指針の改正による影響

企業会計基準委員会から、平成 27 年 3 月 26 日に改正企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下「本適用指針」とします。)が公表され、平成 27 年 3 月期ですでに適用されています。今回はこの改正について詳しくみていきたいと思っています。

1. 改正による変更点

複数事業主制度を採用している場合で、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行います。この場合には、当該年金制度全体の直近の積立状況等についても注記する必要があります(退職給付会計基準第 33 項)。今回の改正では当該注記における名称が変更されています。

すなわち、直近の積立状況等について、改正前の退職給付適用指針においては、年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額等を注記することが求められていましたが、改正後の本適用指針では、「年金財政計算上の給付債務の額」について、名称を「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」(確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないことから、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる)へ変更しています(本適用指針第 65 項及び第 126-2 項)。

これは、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表に従来表示されていた「数理債務」(負債)及び「未償却過去勤務債務残高」(資産)が、表示方法の変更により両者を相殺して純額で表示されることになったためです。具体的には、厚生年金基金の場合は「責任準備金(プラスアルファ部分)」(負債)として、確定給付企業年金の場合は「責任準備金」(負債)としてそれぞれ開示されるよう改正されたためです。

また、厚生年金基金の貸借対照表においては、従来は「数理債務」(負債)と代行部

分に該当する「最低責任準備金（継続基準）」（負債）を合計した「給付債務」（負債）が表示されていましたが、「数理債務」（負債）が表示されなくなったことに伴い、「給付債務」も厚生年金基金の貸借対照表に表示されず、「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）と「最低責任準備金」（負債）を合計して「責任準備金」（負債）として表示されることになったことによります。

なお「数理債務」の額と「未償却過去勤務債務残高」は、原則として厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されることになりました。

上述のとおり、今回の改正は単なる名称変更であり、「数理債務の額」と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」の合計が改正前の「給付債務」の金額に相当するため、求められている注記内容に実質的な変更はありません。

2. 適用時期

厚生年金基金等の財務諸表は既に変更後の表示方法により作成されていることから、本適用指針は、公表日である平成 27 年 3 月 26 日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されます(本適用指針第 129-2 項)。